平成２１年（フ）第１４０２号
神戸市西区今寺32番地の21
債務者　新山　良一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河瀬　　真
4　破産債権の届出期間　平成21年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６１号
宮崎県延岡市大武町294番地
債務者　川瀬　裕史
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９１号
福岡県うきは市浮羽町東隈上38番地８
債務者　高木　則好
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山扶美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３８１号
仙台市青葉区片平１丁目３番37―501号
債務者　末永　友江（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　英典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１４号
神戸市中央区多聞通１丁目３番11号ハイツ神戸209号室
債務者　山下　栄一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５００号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目28番11号サンロイヤル21―301号、事業所の所在地兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目７番４―102号
債務者　春花秋灯こと　石倉　則子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂東　功一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３０８号
広島市南区東雲２丁目４番36号
債務者　松田　安司
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０９号
広島市南区東雲２丁目４番36号
債務者　松田　初美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６６３号
愛媛県松山市久保田町171番地２
債務者　木村　隆彦
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３５号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町16番地２
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１３７号
宮城県柴田郡大河原町字新東13番地18―106号
債務者　佐久間健二
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７０６号
愛知県知立市西町新川２番地２　ソシアル清和新川406号
債務者　鈴木　忠夫
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
静岡県富士市伝法５番地の90
債務者　三枝　清美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１３００号
埼玉県鴻巣市小松１丁目６番19―202号　サンハイツにしざき
債務者　上原　照子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０４号
埼玉県和光市本町10番10号　深野荘202
債務者　遠藤　新二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３０号
さいたま市見沼区大和田町１丁目2013番地１スカイハイツ大和田102
債務者　松沼　尚美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３５号
埼玉県鴻巣市赤見台１丁目14番３―102号　パークシティ鴻巣駅前プラザ第３号棟、旧住所埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷311号室
債務者　古瀬やすし
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係